

業務指示書

タンザニア国SHEPアプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年10月10日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 谷川 智佐子 Tanigawa.Chisako@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年10月15日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

() 首までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

() 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：農業開発計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、40ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／農業開発計画）】

- 1) 類似業務の経験：農業開発計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 農業マーケティング】

1) 類似業務の経験：農業マーケティングに係る各種業務
能力強化研修「市場志向型農業（SHEP）」の受講経験を推奨

2) 対象国又は同類似地域：タンザニア 及び全途上国での業務の経験

3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年10月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(TZS1 = 0.0489 円, US\$1 = 111.403 円, EUR1 = 130.25 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 11月1日(木) 15:00 ~ 16:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町) 209会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／農業開発計画
農業マーケティング

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

58.00 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年11月9日(金)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約
(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。) 次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること。

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理 (調達管理を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理 (調達補助を含む。) コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文 (E/N) に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5 (日本法人確認調書) をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

タンザニア国SHEPアプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/農業開発計画	(27.00)	(11.00)
ア) 類似業務の経験	10.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(11.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	(7.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	7.00	7.00
シ) 業務管理体制	-	5.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 農業マーケティング	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. プロジェクトの背景

タンザニアにおいて、農業セクターはGDPの約4分の1及び総輸出額の3割を占め、人口の約7割が従事する重要なセクターである¹。特に農村人口の8割は農業に依存して生活しているが、自給自足的農業で生産性・収益性は低く、農村地域の生活レベルの向上と都市部との格差解消のためには、より商業的な農業への転換が必要となっている。一方、既に園芸作物などを栽培・販売している農家も出てきているが、必ずしも市場のニーズを意識した生産を行っていないため、十分な収益を上げているとは言い難い状況である。

タンザニアでは2003年に策定された「農業セクター開発プログラム (Agricultural Sector Development Programme: ASDP)」に基づき、タンザニア政府と日本政府を含む支援ドナーによって、ASDPバスケット・ファンドを活用した包括的な農業開発が進められて来た。ASDP下では、バスケット・ファンドの75%が毎年各県が策定する「県農業開発計画 (District Agricultural Development Plan: DADP)」に沿った開発予算に配分されるため、効果的な農業開発を進め、農家の収益向上を図るためには、各県が現場に即したDADPを計画・実施することが不可欠であった。しかし、県のDADP策定能力は十分ではなく、また県を監督指導する州・中央政府の実施体制も確立されていなかった。この状況を踏まえ、JICAはタンザニア政府の要請に基づいて、技術協力プロジェクト「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト (通称: RADAG1)」を2009年3月から2012年3月まで実施。中央レベルからの県への計画策定、評価・実施指導のための能力強化を図り、またフォーマットの改善・統一を行った。これによりDADPの質(事業の優先順位付け、ポテンシャルサイトの選定など)が向上するとともに、規定項目を網羅した報告書が期限内に提出されるようになり、DADPを策定、実施、モニタリングするという一連の体制が強化された。

RADAG1によりDADPの枠組みが整ったが、バリューチェーンアプローチや民間の巻き込みなど、重要なコンセプトをDADPに組み込み、その質を向上させるという点に課題が残った。このため、JICAは技術協力プロジェクト「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ2 (通称: RADAG2)」を2012年8月から2016年6月まで実施。DADPの戦略性(優先地域、作物への重点的投入)および包括性(政府予算以外の資源、民間セクター巻き込みなど)の向上を目指し、パイロット県でこれらの考え方を取り入れたDADPの試行を行うとともに、その活動を通じて得られた知見を、技術支援マニュアルやワークショップなどを通じて発信した。また、DADPガイドラインの改訂も行い、さらなるDADPの枠組み強化を支援した。

以上のように、DADP強化に取り組んできた中、ASDP1は3年間の延長後2016年に終了し、ASDP2が2018年6月に開始された。ASDP2は、農業セクターにおける生産性の向上、商業化の促進、小規模農家の収入向上を通じて、食糧安全保障および農家の生計向上を目指しており、そのためにはターゲット作物の生産性向上とマーケットリンケージ強化により、自給的小規模農家を持続的な商業的農家へ転換することが必要だとしている。また、選択と集中を進めるため、全国を7つの農業生態地域に分け、

¹ National Five Year Development Plan 2016/17-2020/21, Ministry of Finance and Planning, 2016

各地域で様々なアクターを巻き込んで作物別バリューチェーンを発達させる事を提唱しており、メイズ、コメ、園芸作物、肉、魚等が戦略作物として記載されている。

これまでの JICA 支援により、中央レベルで DADP を指導する仕組みは整備された一方、県レベルでは、実際に農家の収益向上に資するような質の高い DADP を計画・実施していく実践的な知識や経験が依然として不足しており、県による農業開発を進める上での課題となっている。今後は選択と集中を図る ASDP2 の方針に沿いつつ、より現場レベルでの DADP の計画・実施能力強化が必要となるが、その上で参考となるのが、RADAG2 のパイロット県で実施した、園芸作物栽培農家グループ向けの Small holder Horticulture Empowerment Promotion (SHEP) アプローチを取り入れた DADP プロジェクトである。このパイロット活動では SHEP アプローチを応用し、市場ニーズに基づいた作物生産・販売を指導したところ、対象農家の収益が 8 割向上した。タンザニア政府は実践的な DADP の事例としてこの活動を評価し、ASDP2 で園芸ポテンシャルが高いと認められている他地域へも活動を広げ、現場レベルでの DADP の枠組み強化を目指すため、我が国に「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」を要請した。

JICA は、2017 年 4 月に詳細計画策定調査団を派遣し、タンザニア政府関係者と協議を行い、「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」（以下、本プロジェクト）の枠組みを決定した。

2. プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト

(2) 上位目標

DADP がプロジェクトサイトの農家の農業所得向上に向けて機能する。

(3) プロジェクト目標

DADP がプロジェクトサイトの園芸農家の農業所得向上に向けて機能する。

(4) 期待される成果

成果 1 : DADP のためのタンザニア SHEP アプローチが構築される。

成果 2 : 重点対象 Local Government Authority (LGA) が、タンザニア SHEP アプローチを取り入れた DADP 園芸プロジェクトを計画・実施する。

成果 3 : 中央政府がタンザニア SHEP アプローチを取り入れた DADP 園芸プロジェクトに対する支援活動を行う。

(5) 活動の概要

【成果 1】

活動 1-1 DADP 園芸タスクフォースを形成し、タスクフォースのメンバーに対して SHEP アプローチの啓発を行う。

活動 1-2 JICA-SHEP 関連ガイドラインやハンドブック、「よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ 2」にお

いて作成・実施された技術支援マニュアル及びパイロット活動をレビューする。

- 活動 1-3 活動 1-2 を通じ、タンザニアで SHEP アプローチを適用する際のキーポイントを特定する。
- 活動 1-4 プロジェクトサイト I 及び II で得られた実施例や教訓等を踏まえ、既存のマニュアルを更新する。

【成果 2】

- 活動 2-1 重点対象 LGA 及び支援対象農家グループの選定基準を設定する。
- 活動 2-2 重点対象 LGA を選定する。
- 活動 2-3 選定された重点対象 LGA の農業普及員に対し、タンザニア SHEP アプローチに関する啓発及び研修を行う。
- 活動 2-4 重点対象 LGA における支援対象農家グループを選定する。
- 活動 2-5 既存のマニュアルを活用しながらタンザニア SHEP アプローチを適用する。主な活動は以下のとおり：
 - a) 参加型ベースライン調査
 - b) 農業ビジネス連携フォーラム
 - c) 市場調査
 - d) アクションプランの作成
 - e) 農家に対するトレーニング（技術、資金アクセス等）
 - f) モニタリング
 - g) 参加型エンドライン調査
- 活動 2-6 重点対象 LGA に対し、タンザニア SHEP アプローチの自身の適用経験に基づき DADP の質を向上させるための支援を行う。

【成果 3】

- 活動 3-1 対象となる LGA における活動からグッドプラクティス事例を収集する。
- 活動 3-2 プロジェクトサイト II の LGA において、DADP 下でのタンザニア SHEP アプローチを取り入れた園芸プロジェクトの支援活動を行う。
- 活動 3-3 対象となる LGA／農家グループの中で高い意欲を示した LGA／農家グループに対し、活動の拡大支援を行う。
- 活動 3-4 活動支援後のフォローアップを行う（例：予算措置など）。

(6) 対象地域

プロジェクトサイト I：アルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州の重点対象 LGA

プロジェクトサイト II：アルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州の重点対象以外の LGA 及びそれ以外の政府の園芸優先地域の LGA

(7) 関係官庁・機関

実施機関：農業省政策計画局および作物開発局、大統領府地方自治庁

協力機関：タンザニア園芸協会（Tanzania Horticulture Association、TAHA）、

タンザニア組合振興委員会 (Tanzania Cooperative Development Commission、TCDC)、テンゲル園芸研修所 (Horticultural Research and Training Institute - Tengeru、HORTI-Tengeru)、

(8) プロジェクト期間

2019年1月～2023年12月(計60カ月)

3. 業務の目的

本プロジェクトは、①タンザニアにおける SHEP アプローチ (TANSHEP) の確立、②重点対象 LGA における TANSHEP の実践、③中央政府によるタンザニア SHEP アプローチを取り入れた DADP 園芸プロジェクトに対する支援活動を通じて、DADP がプロジェクトサイトの園芸農家の農業所得向上に向けて機能し、もって DADP がプロジェクトサイトの農家全体の農業所得向上に向けて機能することを目指すものである。

4. 業務の範囲

本業務は、当機構が 2017 年 10 月 6 日にタンザニア政府と締結した R/D (Record of Discussions) に基づいて実施される「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」の枠内で、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の業務を行うものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) タンザニアの現状に沿った SHEP アプローチの確立

本案件は、JICA が 2016 年 6 月まで実施した RADAG2 パイロット活動において SHEP アプローチを適用し、農家収入の向上に至ったという実証に端を発している。しかしながら、同パイロット活動は、既に一定程度組織化された農家グループへの介入であったこと、パイロットということでプロジェクトからの比較的手厚い支援が行われたこと、直販に注力して農家収入向上を図った等の点において、タンザニアの他地域でも全く同じように展開出来るアプローチとは言えない。各対象地域、各農家グループが置かれた状況に応じて適切な介入が来出る SHEP アプローチの確立が求められる。

なお、本案件の実施には、SHEP アプローチを正しく理解することが不可欠である。コンサルタントは【第3 業務実施上の条件】の「4. 配布資料／参考資料」に示した資料を参考にして SHEP アプローチを正しく理解することが求められる。加えて、先方実施機関、協力機関の職員もコンセプトをしっかりと理解した上で活動を実施するよう、プロジェクト開始段階でのコンセプトの浸透を図る。

(2) 各成果の構成

成果 1 では、タンザニアにおける SHEP アプローチ (TANSHEP) の構築を行う。なお、TANSHEP とはタンザニア全土で統一的に適用するものではなく、各対象農家グループの事情に合わせた SHEP アプローチの適用を、各 LGA が DADP の中で計画・実施していくための手法の構築を意味している。このため、必ずしも成果 1 の TANSHEP

構築の後、成果2や成果3に進むわけではなく、むしろ成果2や成果3の教訓を通じて、成果1は達成されるべきものである。

成果2は、プロジェクトサイト I の重点対象 LGA において、SHEP アプローチを実践し、現場での成功事例を積み上げていくものであり、本案件で最も力を入れる活動となる。加えて、対象 LGA 職員を中心としたカウンターパート (C/P) にとっては、OJT として SHEP アプローチの適用方法を経験する場となるよう活用し、C/P への技術移転を図る。

成果3では、プロジェクトサイト II において、C/P を中心に DADP への SHEP アプローチの適用を進める。園芸優先地域の全 LGA を対象とした広い支援活動を行うと同時に、その中でも特に強い意欲を示した LGA については、追加的な個別支援を実施する。なお各 LGA での DADP 資金源として、中央政府からの一括交付金（地方政府開発交付金。下記（5）参照）があるが、セクターに縛りの無い交付金であるため、他のセクターと競合することとなる。したがって、SHEP アプローチにより DADP の質を高めるとともに、それによって他のセクターとの競合にも耐え、予算が配賦されるようフォローアップも行う。

なお、上位目標は「DADP がプロジェクトサイトの農家の農業所得向上に向けて機能する」と、園芸以外の分野にも SHEP アプローチが適用されることを掲げている。本プロジェクトでは単純に個別の DADP 園芸プロジェクトに SHEP アプローチを適用して行くだけではなく、C/P が「マーケットニーズに基づく生産」や「農家のモチベーションを考慮した介入」などの SHEP アプローチの肝を理解し、DADP の計画、実施の中で応用していくよう技術移転の際は留意する。以上コンセプトに基づき、プロポーザルにおいて活動方針を提案すること。

（3）プロジェクトサイトの定義と対象 LGA

園芸優先地域はタンザニア全土に広がるため、これらを一律に対象とすることは、プロジェクトの効率性から考えて適切ではない。このため、園芸農業が盛んな北部高地のアルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州から重点対象 LGA を選定し（プロジェクトサイト I）、日本人専門家の直接的な介入は重点対象 LGA に集中させることとする。一方、重点対象 LGA での優良事例を活用しながら、上記3州を含めた園芸優先地域のその他の LGA において（プロジェクトサイト II）、DADP への SHEP アプローチの適用を進めるが、日本人専門家の介入は重点対象 LGA より限定的なものとして、効率的に活動することが望ましい。なお、タンザニア政府の意向に柔軟に対応するため、園芸優先地域を事前に規定することはしないが、上記3州以外には ASDP2 で園芸優先地域と指定されている北部高地、南部高地のマニャラ州、ンジョンベ州、ムベヤ州、イリンガ州、モロゴロ州の一部、およびダルエスサラーム近郊を想定している。対象 LGA の選定基準は案件開始後に C/P とも協議しながら決定するが、プロポーザルにて選定基準案を提案すること。

（4）農家グループの選定

配布資料「本プロジェクト詳細計画策定調査結果」の「第4章 農家グループの現状と SHEP アプローチ適用の可能性」に記載の通り、園芸に従事する農家グループは「生産・出荷調整能力」と「市場ニーズの認識具合」により分類することが出来る。本案件で優先的に対象とするのは、既存の農家グループの中で生産・出荷調

整能力がありながら市場ニーズを十分認識出来ていないグループと、市場ニーズを認識していながら生産・出荷調整能力が不十分なグループを想定している。

以下の「表1 農家グループの選定と活動の進め方(案)」のとおり、直接支援農家グループ数は36、間接支援農家グループ数は100を想定している。各グループに30農家が所属していると仮定すると、直接支援は約1,000農家、間接支援は約3,000農家となる。また、表の年はタンザニア予算年度に準ずる想定で、7月から6月を1年間と想定している。即ち、1年目は2019年7月開始となり、4年目の終了は2023年6月となる。但し、本スケジュールがプロジェクト実施管理上困難と考える場合、異なるスケジュールをプロポーザル上で提案すること。

直接支援農家グループは、プロジェクトサイトIから各バッチ18農家グループ(3農家グループ×6重点対象LGA)を選定し、2年間活動を支援するので、プロジェクト期間中2バッチ分、計12重点対象LGAから36農家グループを選定する。

間接支援農家グループは、重点対象LGAから90、プロジェクトサイトIIから10選定する想定だが、重点対象LGAにおいて対象となり得る農家の数や、プロジェクトサイトIIにおいて選定基準に合致するLGA、農家グループの数などによって、間接支援の支援目標農家数である3,000農家を下回らない範囲で柔軟に検討するものとする。特にプロジェクトサイトIIから選定する農家グループ数については、日本人専門家の介入度合いを低くするためにも、強いコミットメントを示すLGAに限定する想定だが、既存のDADPの枠組みを活用することで、SHEPアプローチを理解・実践出来るLGAをより多く増やすよう工夫し、プロジェクトサイトIIからも選定基準を満たすLGAを確保するよう努める。

なお、間接支援については、表1は各グループ2年間支援する想定で作成しているが、支援の内容によって、どの程度の期間対象農家グループを支援するのかは個別に判断するものとする。また農家グループの選定基準は、プロジェクト開始後にC/Pと協議の上決定するものとする。上記の活動方針を踏まえ、選定基準案と普及方針をプロポーザルにて提案すること。

表1 農家グループの選定と活動の進め方(案)

		1 st バッチ		2 nd バッチ	
		1年目	2年目	3年目	4年目
直接支援 (プロジェクトサイトI)	LGA1	FG1~3			
	LGA2	FG1~3			
	LGA3	FG1~3			
	LGA4	FG1~3			
	LGA5	FG1~3			
	LGA6	FG1~3			
	LGA7			FG1~3	
	LGA8			FG1~3	
	LGA9			FG1~3	
	LGA10			FG1~3	
	LGA11			FG1~3	
	LGA12			FG1~3	
	計		18FGs		18FGs
間接支援	LGA1	FG4~8		FG9~13	

(プロジェクトサイト I)	LGA2	FG4~8	FG9~13
	LGA3	FG4~8	FG9~13
	LGA4	FG4~8	FG9~13
	LGA5	FG4~8	FG9~13
	LGA6	FG4~8	FG9~13
	LGA7		FG4~8
	LGA8		FG4~8
	LGA9		FG4~8
	LGA10		FG4~8
	LGA11		FG4~8
	LGA12		FG4~8
	小計	30FGs	60FGs
間接支援 (プロジェクトサイト II)	LGA13~ XX	FG1~5	FG6~10
		5FGs	5SGs
間接支援	合計	35FGs	65FGs

(5) タンザニア政府予算の不確実性への対応

DADPs の資金源は、①ASDP バスケット・ファンド (ASDP-BF)、②地方政府開発交付金 (Local Government Development Grant: LGDG。地方政府向けのいわゆる無条件交付金)、③地方政府自己財源、④外部資金プロジェクトに分けられるが、①は ASDP-BF 終了により原資がなくなり、②も中央政府からの配賦は不安定である。こうした中、③を中心とした政府予算獲得のためには、プロジェクト活動の中で DADP の質を向上させ、県知事や県議会など LGA の予算配分権限のある人々への訴求性を高めることが重要である。なお、2018/19 年度 (2018.07-2019.06) は、②地方政府開発交付金の予算配賦がなされず、当該予算を個別の歳入創出事業 (Strategic Revenue Generation Project) への補助金 (中央政府が一件毎に審査・採択) に振り向けるという政策転換が見られた。そのため、今後のタンザニア政府の地方開発税交付金の扱い、地方政府財政の動向について、注視しながら活動を進めること。

加えて、④の援助機関、民間資金等、外部資金の活用も前フェーズに引き続き積極的に取り組む必要がある。農業普及員が園芸農家グループとそうした資金を有する機関を双方にメリットがある形で繋ぐことが重要である。

(6) 持続性向上も視野に入れた協力機関の活用

「2. プロジェクトの概要」の(7)に記載のとおり、協力機関として TAHA、TCDC、HORTI-Tengeru が入っている。TAHA はアルーシャに本部を置き、15 州・地域を対象に、園芸作物全般に係る支援を行う組織であり、タンザニアにおける園芸農業推進において重要なアクターである。TCDC は全国の農協組織 (Cooperative) を支援するための組織である。本プロジェクトで対象とする農家グループは、農協組織としてまとまるほどの組織力が無いグループとなると想定されるが、必ずしも農協に限らず農家グループの組織化に関する支援を実施可能である。HORTI-Tengeru は農業省傘下の研修所の一つであり、園芸農業の Diploma コースと農家研修を実施してい

る。本 Diploma コースの卒業生の多くは、その後普及員として各地に配属される。

農家グループを通じた園芸農業振興という本プロジェクトにおいて、以上の協力機関は重要な関係者であり、Joint Coordination Committee (JCC)、DADP 園芸タスクフォースを通じた情報共有と彼らからの助言提供はプロジェクトの円滑な実施に役立つと考えられる。また、これらの組織は軽重あるが、研修など現場活動を実施する能力を有しているため、各 LGA での活動にも貢献できる可能性がある。実施体制、および各機関の期待される役割案は別添 1 のとおり。同案も踏まえつつ、これら協力機関の具体的な活用案があれば、プロポーザルに記載すること。

(7) JICA 実施案件との連携

本プロジェクトでの対象農家グループの選定は、(4)に記載のとおり、C/P との協議で決定された基準に基づいて行われることが原則である。その上で、基準をクリアした LGA の中からさらに対象を絞り込む際などには、以下の案件との連携を検討すること。

ア) 地方行政分野のプロジェクトとの連携

地方行政分野の協力では、予算制約上中々支援が届かないコミュニティに対し、「いったい、いつまで待つのか。待つのではなく、できることから始めよう」という住民の自助努力を引き出すアプローチを広め、内発的な活動を支援しており、SHEP アプローチとの親和性は高い。よって、「地方自治強化のための参加型計画策定とコミュニティ開発強化プロジェクトフェーズ 2 (O&OD フェーズ 2、2015-2020 年)」の対象県 (本技プロと重なるのはキリマンジャロ州の Hai、Same、Shiha、モロゴロ州 Kilombero)、あるいは本邦研修 (通称 Post-Osaka 研修) に参加した地方行政官によって抽出された住民と行政の協働による開発の好事例を持つ県を対象とする事を検討すること。

なお、地方行政分野のアプローチは、コミュニティの発意を重視し、行政側から特定セクターを推進してはいない。例えば、園芸作物栽培に既に関心を示しているコミュニティに対し、本プロジェクトが支援していくような連携が望ましい。ただし (5) に記載のとおり、地方政府開発交付金の最新の動向に注意すること。

イ) 灌漑整備支援案件との連携

TANSEHP の直接的支援の対象として、乾期に水のアクセスがある圃場をもつグループはポテンシャルが高いと想定される。したがって、有償資金協力「小規模灌漑開発」や技術協力プロジェクト「県農業開発計画 (DADPs) 灌漑事業推進のための能力強化計画プロジェクト (TANCAID) フェーズ 2 (2015-2019 年)」などのプロジェクトを通じて灌漑整備を支援してきた地域において、野菜を生産しているグループがいれば、支援対象として検討すること。

ウ) 農業データ案件との連携

タンザニア政府による ASDP の M&E 強化の一環として、全国で LGA レベルから農業セクターのデータを収集するシステム「Agriculture Routine Data System (ARDS)」の構築支援を JICA は実施してきており、現在は「ASDP 農業定期データシステム能力強化計画プロジェクト (2015-2019 年)」を実施中である。本プロジェク

トで強化を図る DADP は、その策定において ARDS のデータを活用することが求められ、質の高い DADP 策定のためには、ARDS のデータ収集をきちんと実施していることが望ましい。このため、ARDS のレポート提出率の高い LGA を優先して対象とすることを検討すること。

(8) 農家の金融アクセス向上

初期投資として農業資材の購入のための融資を必要としている農家は多く、農家を融資対象に含む市中銀行も複数存在する。ただ、一般的に市中銀行の融資条件は厳しく、条件を満たすだけの能力のある農家はごく限られている。

一方、タンザニア農業開発銀行 (Tanzania Agricultural Development Bank, TADB) は 2014 年に設立され、低利で農家への融資を行っている農業分野の政策金融機関である。これまでイリンガ、モロゴロ、タンガ、ンジョンベ、コースト、ダルエスサラーム州を対象に融資サービスを提供してきたが、2016/17 年度から北部高原地帯、南部高原地帯、ドドマ州、ザンジバルまで対象地域を拡大しており、基本的に TANSHEP 対象地域は含まれる。特に北部高原地帯では、園芸作物のバリューチェーン開発への融資も重視しているため、TANSHEP でのマッチメイキングを通じて、農家グループへの融資につながることを期待される。ただし、融資条件が他の市中銀行に比べれば緩いものの、融資契約締結の際には、バイヤーと資材供給業者、農家グループ、TADB の 4 者契約を基本とするなど、多くの農家にとってハードルは決して低くないことに留意する。なお TADB 以外の金融機関についても、積極的に活動の中に取り込むこと。

(9) 民間企業との連携

TANSHEP の主な活動は、政府のスキームを活用した農家への支援であるが、商業的農業が持続的に進展するためには、民間業者の効率的な巻き込みが欠かせない。協力期間を通じて、民間支援スキームを持つ他ドナーとの連携を含め、民間企業の効率的な巻き込み方法を検討し、必要であれば主管部とも相談し、民間企業そのものへの支援も検討する。加えて、同じく必要であれば本業務実施契約で派遣するコンサルタントチームとは別に、民間業者支援のための短期専門家の投入も行うものとする。

また、民間企業連携の関連で、JICA の産業開発分野の他プロジェクトとの連携にも併せて留意すること。

(10) タンザニア側のオーナーシップ醸成

SHEP アプローチを取り入れている他国の事例では、帰国研修員によるアクションプラン実施後に、技プロへスケールアップするのが一般的な流れである。しかし、タンザニアは同ステップを経ず、DADP 強化として技プロに SHEP アプローチを適用することになる。SHEP のポイントは、「ビジネスとしての農業の推進」と「人が育ち、人が動くための活動デザインと仕掛け」であるが、本プロジェクトでは、特に後者を如何に先方政府職員に浸透させるかがポイントになる。つまり、政府職員が農家グループに何かを押し付けるのではなく、農家が情報入手する機会を提供し、農家自らが対象作物を選定し、能動的に必要な技術・環境を求めるよう促す役割が求められている。農家、更には先方政府職員自身の内発的な動機を高めていく工夫

を行うこととし、具体案がある場合はプロポーザルにて提案すること。

(1 1) 食品加工への取り組み

園芸農業振興における主要課題としてタンザニア政府関係者が挙げるものとして、食品加工とそれによる付加価値があるが、本プロジェクトにおいては、食品加工を活動の中心に据えることは想定していない。農家グループが自ら食品加工に取り組んで利益を上げるためには、市場で競争力のある商品開発が必要であり、また食品加工工場への原料供給に取り組む場合は、青果販売より単価が下がるため大規模農業で無いと利益を出しにくいという困難さがある。それにもかかわらず、タンザニア政府関係者の食品加工の困難さに対する認識は不十分であり、食品加工に取り組めば農家の収入が向上するという安易なイメージを持っているように見受けられ、どのように農家収入へつなげるかについて具体策が欠けている。このため、プロジェクト期間中も C/P から要望が度々出されることが想定されるが、食品加工は成果が出そうなグループに限り、慎重に実施するものとする。

(1 2) プロジェクトオフィス

プロジェクトオフィスは、モシにあるキリマンジャロ州事務所から提供される予定である。現時点で確約までは得ていないが（2018年10月のKick off 会合で確認予定）、コスト積算に当たっては左記前提で検討すること。カウンターパートのうち、DPP、DCD、TCDC、PORARLG は在ドドマ、TAHA、Horti Tengeru は在アルーシャ州である。各種会合はプロジェクト事務所、あるいはアルーシャ、ドドマ等で開催されることとなる。

(1 3) プロジェクトの柔軟性の確保

技術移転を目的とする技術協力プロジェクトでは、C/P のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、活動を柔軟に変更していくことが必要となる。この趣旨を踏まえ、コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、適宜 JICA に提言を行うことが求められる。JICA は提言を遅滞なく検討し、必要な処置（先方 C/P との合意文書の変更、契約の変更等）を取るものとする。

柔軟なプロジェクト運営のため、コンサルタントは主管部（JICA タンザニア事務所）に対して密に進捗報告、情報共有を行う。併せて、本部農村開発部とも適宜、情報共有を実施すること。

(1 4) 定期モニタリング

本プロジェクトにおいては、プロジェクト専門家は C/P 機関と協働で6か月に1度の頻度で事業の進捗や解決すべき実施上の課題・懸案事項と対応策をとりまとめ、JICA が別途定める様式により JICA に遅滞なく報告することとする。JICA は右報告を受け、必要に応じ取るべき対応についてプロジェクトにフィードバックする。なお本プロジェクトは、「合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）」を設置することとし、JCC 構成の詳細は M/M、R/D を参照のこと。

(1 5) 広報

業務実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容とその成果について、タンザニア及び日本の国民各層に正しく理解してもらえよう、新聞、TV、ラジオ、ニュースレター、WEB サイト等、広報のターゲットに合わせて適切な媒体を用い、効果的な広報に努めること。また、本プロジェクト活動の進捗状況及び成果について、JICA サイト上に設置するプロジェクトホームページ（日本語）に原稿を提供すること。

（16）事業の期分け

本業務については、以下の契約期間に分けて実施することを想定する。

第1期 2019年1月～2020年12月（24ヶ月）

第2期 2021年1月～2023年12月（36ヶ月）

なお、契約期間分けについては、上記記述にこだわらず、コンサルタントが適切と考える期間を、その理由とともにプロポーザルにて提案することが可能である。

6. 業務の内容

以下の業務の内容は、現地作業、国内作業の区別を記載していない。コンサルタントは国内作業及び現地作業について効果的かつ効率的な実施工程・方法をプロポーザルで提案を行う。

【各契約期間に共通の業務】

（1）モニタリングシートの作成

JICA 所定の Monitoring Sheet を実施機関と協力して作成し、プロジェクトの進捗状況を確認する。プロジェクト開始時に実施機関とともに、R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更有無を確認し、それを踏まえ、モニタリングシート Ver. 2 を作成する。その後は6か月ごとにモニタリングシートを作成し、JICA に提出する。

（2）合同調整委員会（JCC）の開催

少なくとも年に1回 JCC を開催し、プロジェクトの年間計画案の協議及び承認、プロジェクトの進捗管理、及び目標の達成度等を確認する。

【第1期契約期間：2019年1月～2020年12月（24ヶ月）】

（1）業務計画書の作成

コンサルタントは、共通仕様書に基づき、業務計画書を作成し、契約日から起算して10営業日以内に発注者に提出し、承諾を得る。

（2）ワークプラン（プロジェクト全体期間及び第1期）の作成

本プロジェクトにかかる詳細計画策定調査報告書等を踏まえ、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクトに関する基本方針（実施体制、活動内容、実施方針・手法、スケジュール、業務工程計画等）を検討し、これらをワークプラン案（プロジェクト全体期間及び第1期）（英文）及びモニタリングシート Ver. 2 案に取りまとめる。

上記ワークプラン案及びモニタリングシート案を基に、タンザニア側関係者とキ

ックオフミーティングを行い、プロジェクトの全体像を共有するとともに、各機関の役割・責任を明確化し、タンザニア側関係者と協議、意見交換した上で、必要があれば修正の上、合意する。

(3) 合同調整委員会 (JCC) の設置

プロジェクトの効果的・効率的な実施のため合同調整委員会 (JCC) を設立する。JCC は R/D にて合意されたメンバーが参加し、少なくとも年 1 回開催するよう関係者の合意を得る。

《成果 1 に関わる活動》

(4) DADP 園芸タスクフォースの設置

R/D にて合意されているとおり、DADP 園芸タスクフォースを設置する。同タスクフォースは、必ずしもプロジェクトの日々の業務の中で常に会合を持つわけではないが、必要に応じて各メンバーの強みを生かしながら、業務に巻き込むよう運営する。なおメンバーは SHEP アプローチの概略は理解しているものの、そのコンセプトについて再度説明を実施する。

(5) RADAG2 の活動の教訓の確認

RADAG2 ではタンガ州ルショト県で SHEP アプローチを適用したパイロット活動を実施し、その経験に基づいた技術支援マニュアルも作成している。そのマニュアルをレビューするとともに、ルショト県の現状を確認し、持続的な成果を出すために留意すべきキーポイントなど、本プロジェクトに活かせる教訓を抽出する。なおその際は、ルショトの事例は、園芸作物のグループ集出荷を既に行っていた既存の農家グループを活用したなどの、ルショト県ならではの特殊性に留意して評価する。

(6) 既存マニュアルの改訂とタンザニアにおける SHEP アプローチの検討

SHEP アプローチ自体は概念として確立されたものであるが、実際に対象となる農家グループに対してどのように介入するかは、農家グループの状況によって変わり得る。例えば対象農家がどの程度組織化されているか、端境期に園芸作物を栽培できるかどうかなども影響し得る要素であり、置かれた状況の異なる全ての対象農家グループに、同じ介入を行うという事はあり得ない。このため、RADAG2 で作成した技術支援マニュアル・ガイドラインや教訓、および SHEP ガイドライン／ハンドブックに加え、実際に SHEP アプローチを現場で適用する成果 2、3 の実践経験も踏まえ、タンザニアにおける SHEP アプローチのあり方を提示する。

《成果 2 に関わる活動》

(7) 重点対象 LGA と農家グループ選定基準の策定

プロジェクト開始後、重点対象 LGA と農家グループを選定する基準を C/P と協議の上、策定する。農家グループについては、直接支援と間接支援とで、必要であれば別々に選定基準を策定する。

対象エリアの全ての LGA が高い園芸農業ポテンシャルを持っているわけではない

ため、適切に LGA を選定出来る基準となるよう留意する。なお LGA 選定の際は、質の高い DADP を策定する動機づけのため、DADP の内容も選定基準に反映させることも検討する。

農家グループについては、SHEP アプローチを適用するのに適したレベルが選定されるよう留意する。SHEP アプローチにおいては、農家への直接的な金銭、資材の無料提供は彼らの主体性を損ねるため、原則行わない（主体性を損なわないような工夫とともに実施することはあり得る）。このため、商業的な園芸栽培を行うための、最低限の投資を行えるレベル以上の農家グループである必要がある。逆に、北部地域では輸出向け園芸栽培を行っている農家グループも存在し、そのような農家は、バイヤーとの関係構築や、市場ニーズに基づく栽培計画など、市場志向型農業におけるキーポイントを押さえた活動を既に実施している。このような農家グループにおいては、SHEP アプローチを適用しても新たに大きなインパクトを生じさせる可能性は低く、本プロジェクトの対象には適さない。ただし、このような高い発展段階にある農家グループは、他の農家グループの手本としてプロジェクトの中で活用できる可能性もあるため、情報は把握するよう努める。

(8) 第1バッチ重点対象 LGA と支援対象農家グループの選定

上記(7)で策定した選定基準に基づき、まず対象 LGA を選定する。その後選定された対象 LGA の関係者に対して、SHEP アプローチの理解を深めるための説明会を実施し、その際に農家グループの選定基準についても十分説明する。そして、これらを理解した LGA 職員を通じて、対象農家グループの選定を進めることを想定している。

(9) 対象農家グループのベースライン調査

選定された第1バッチの直接支援対象農家グループについて、ベースライン調査を実施する。

(10) 第1バッチ対象農家グループへの介入

SHEP アプローチの一連の活動においては、表2の4つのステップを意識した活動が基本であり、農家のモチベーションを高めるような活動の流れとすることを意識すること。各ステップの活動例も示してあるが、具体的な活動項目およびその内容について、現時点での計画を、直接支援農家グループと間接支援農家グループそれぞれについてプロポーザルにて提案すること。

表2 SHEP アプローチの活動ステップと各々の活動例

活動ステップ		活動例
①	対象農家選定と目的共有	・ 導入研修
②	農家の気付きの機会創出	・ 農家参加型ベースライン調査 ・ 農業市場関係者連携促進 (Farm Business Linkage Stakeholder) フォーラムの開催 ・ 家計研修 ・ 農家による市場調査
③	農家による計画策定支援	・ 農家による作物選定 ・ 農家によるアクションプラン策定
④	技術<解決策>の提供	・ 普及員による現地研修 (栽培技術等)

また、C/P の役割分担や、各活動の相関関係、期待される意識・行動変化とそうした変化を起こす仕掛け等について、工夫があればプロポーザルにて提案すること。

《成果3に関わる活動》

(11) 園芸ポテンシャルの高いLGAへの知見共有

本プロジェクトで直接支援する対象LGAは限られるため、それ以外のLGAに対しても、現場でのSHEPアプローチの適用方法や、DADPの質の向上のためのポイントなど、本プロジェクトの活動の中で得られた知見を共有する。関係LGAを対象としたバックストップ研修（技術補完研修）の実施を想定しているが、具体的な共有方法についてアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

(12) 重点対象LGA以外のLGA(プロジェクトサイトII)の農家グループへの支援

本プロジェクトにおいては、直接・間接ともに対象農家グループは主に重点対象LGA(プロジェクトサイトI)から選定されるが、上記(11)の活動の中でやる気のあるLGAを探し出し、重点対象LGA以外からも間接支援農家グループを選定する。重点対象LGAと比べると支援の内容は限定される想定であるため、各LGAの興味、要望に応じて適宜支援内容は決定するものとする。このため、C/Pとも協議の上、選定基準を設定する。プロジェクトサイトIIのLGAの選定基準についてアイデアがあれば、プロポーザルにて提案すること。

また、(10)の表2を参考に、プロジェクトサイトIIの間接支援対象農家グループの具体的な活動項目およびその内容について、現時点での計画をプロポーザルにて提案すること。

(13) 対象LGAのモニタリングとフォローアップ

重点対象およびそれ以外の対象LGAについては、介入後もモニタリングを行い、適宜フォローアップを行う。具体的には、DADPの質を向上させることで、LGA内でDADPへ予算が付きやすくなるよう支援することが考えられる。DADPの予算リソース候補の一つであるLGDGは一般住民への訴求性が高い衛生や教育などの分野に割り振られることが多い。一方、地方政府自己財源は、作物税(Crop Cess)徴収金に20%は農業活動に配分するよう指導されるなど、現状より有力な候補である。こうした資金のDADPの配賦を促すため、予算配賦決定権のある県知事や議会などに対し、LGA農業担当職員がより効果的に農業分野への予算配賦を求められるよう、質が向上したDADPを上手く活用する方法を検討、指導する。ただし既述のとおり、少なくとも2018/19年度は地方国税交付金への予算配賦がなされていないため、予算配賦がなされるまでは、民間資金などこれ以外のリソースの活用を優先して検討するものとする。なお、モニタリングについては、バックストップ研修を活用するなどして、費用対効果の高い手法を検討する。

(14) PDM指標の決定

各バッチでの現場でのベースライン調査やモニタリングの結果を勘案し、第1期契約期間の終盤頃を目途にPDM指標の具体的な数値を提案する。

(15) プロジェクト業務進捗報告書(第1期)の作成

第1期契約期間の終了時に、活動状況をプロジェクト業務進捗報告書(英文・和文)として取りまとめる。英文についてはC/Pと協議、合意の上作成すること。

【第2期契約期間：2021年1月～2023年12月(36カ月)】

(1) 業務計画書及びワークプラン(第2期契約期間)の作成・協議

第1期契約期間における各種活動の教訓を踏まえ、業務計画書(第2期)を作成する。また、業務計画書(第2期)に基づき、第2期の活動の基本方針、業務工程計画、具体的方法等を記述したワークプラン(第2期)(英文)を作成し、C/P機関と協議、意見交換し、必要に応じて修正の上、第2期の活動内容をワークプランとして合意する。

《成果1に関わる活動》

(2) 技術支援マニュアルの改訂、最終化

第2期契約期間中に実施する現場活動の結果を分析し、技術支援マニュアルを改訂する。なお第1期契約期間において、特に留意すべきキーポイントは明らかにしているため、改訂はその点を踏まえて行う。また第2期契約期間の終了までに、全プロジェクト期間を通じて得られた知見、教訓を反映させて、マニュアルを最終化する。

《成果2に関わる活動》

(3) 第1バッチの対象LGA、農家グループのフォロー

活動内容の定着促進のため、研修の機会などを利用し、第1バッチの対象LGA、農家グループの状況をモニタリング、フォローする。

(4) 第2バッチ重点対象LGAと支援対象農家グループの選定

第一期契約期間活動(7)で策定した選定基準に基づき、対象LGAを選定する。内容は、第一期契約期間活動(8)と同様。

(5) 第2バッチ対象農家のベースライン調査

選定された第2バッチの対象農家グループについて、ベースライン調査を実施する。

(6) 第2バッチ対象農家グループへの介入

内容は、第1期契約期間活動(10)に準ずるが、第1期契約期間中の成果を踏まえ、必要があれば活動手順に修正を加えて、実施する。

(7) エンドライン調査の実施

プロジェクトサイト1の直接支援対象農家グループについて、エンドライン調査を実施し、プロジェクト目標の達成度合いを測定する。

《成果3に関わる活動》

(8) 優良事例の収集

本プロジェクト全期間を通じて得られた優良事例を、関係者間で共有できるようまとめる。資料は適時アップデートするものの、最終的にはマニュアルの一部として活用出来るよう体系建てた資料として仕上げる。

(9) 重点対象 LGA 以外の LGA への知見共有および支援活動

前契約期間に引き続き、活動を通じて得られた知見、教訓を広く LGA と共有する。なお上位目標達成に向けて、プロジェクト後半からは、園芸作物だけでなく、他の農産品についても SHEP アプローチの適用可能性を模索し、バックストップ研修の対象とする LGA に対しても、他品目への SHEP アプローチの適用を推奨する。

プロジェクトサイト I の重点対象 LGA への支援活動は第 2 バッチで終了するが、プロジェクトサイト II の LGA については、基本的にプロジェクト終了までに完結する活動であることを条件に、引き続き DADP の下、支援を行う。

(10) 対象 LGA のモニタリングとフォローアップ

前契約期間に引き続き、プロジェクトが介入した LGA について、適宜モニタリング、フォローアップを実施する。特にプロジェクト終了に向けて、各農家グループが、プロジェクトの支援無しでも商業的農業を持続的に実施できる体制が担保されるよう、留意する。

(11) プロジェクト業務完了報告書の作成

契約全期間の活動状況を、プロジェクト業務完了報告書（英文・和文）として取りまとめる。同英文報告書の概要は、JCC で発表することとする。

7. 報告書等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下の通り。なお、コンサルタントは業務開始時に、R/D に添付された PDM・PO Version 1 を基にモニタリングシート Version 2 を作成し、以降 6 カ月毎に、C/P 機関と合同でモニタリングシートを更新・提出するものとする。また、業務終了時に、第 1 期はプロジェクト業務進捗報告書、第 2 期はプロジェクト業務完了報告書とし、それぞれ (2) の技術協力作成資料を添付するものとする。

年次	レポート名	提出時期	部数
第 1 期	業務計画書（第 1 期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：1 部
	Monitoring Sheet Ver. 1	業務着手時（1 か月以内）	英文：3 部
	ワーク・プラン（全体期間及び第 1 期）	業務開始から 2 か月以内	英文：3 部

	Monitoring Sheet Ver.2 - 4	Ver. 1 提出後 6 か月毎 に JICA タンザニア事務 所に提出する。	英文：1部
	プロジェクト業務進捗報告書（第 1 期）（英文は Monitoring Sheet Ver.5 とする。）	契約終了時	和文：2部 英文：12部 （JICA 3部、先方 9部） CD-R：2枚 （JICA 1枚、先方 1枚）
第 2 期	業務計画書（第 2 期） （共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後 10 日以内	和文：1部
	ワーク・プラン（第 2 期）	業務開始から 1 か月以内	英文：3部
	Monitoring Sheet Ver.6 - 10	前 Ver. 提出から 6 か月 毎に JICA タンザニア事 務所に提出する。	英文：1部
	プロジェクト業務完了報告書	プロジェクト終了 1 か月 前	和文：3部 英文：12部 （JICA 3部、先方 9部） CD-R：4枚 （JICA 3枚、先方 1枚）

プロジェクト業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。なお先方政府への提出部数については、必要部数を十分確認のうえ、変更が必要な場合は JICA 側と協議を行うこととする。また、上記以外に、打ち合わせの際などに必要な場合は、別途コピーを準備する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

各報告書の記載項目（案）は、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

コンサルタントが直接、もしくはコンサルタントが C/P を支援して作成する以下の資料を提出する。なお、提出に当たっては、それぞれの完成年次のプロジェクト業務進捗報告書／完了報告書に添付して提出することとする。

- ア) TANSHEP 技術支援マニュアル
- イ) その他マニュアル

（3）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して JICA に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

- ア) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- イ) 活動に関する写真

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程計画

本件に係る業務工程は、2019年1月に開始し、以下の2つの期間に分けて実施することにより、約60ヶ月後の終了を目処とする。

- (1) 第1期：2019年1月～2020年12月（24カ月）
- (2) 第2期：2021年1月～2023年12月（36カ月）

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

- 第1期 約 52.5M/M
- (全体) 約126.5M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

また、コスト効率化のため、現地コンサルタント等ローカル人材の活用で十分に業務目的を達成できる場合は、具体的な案とともにプロポーザルに提示することとする。

- ア 総括/農業開発計画（2号）
- イ 農業マーケティング（3号）
- ウ 農家組織支援
- エ 園芸
- オ 業務調整/関係者間調整

3. 対象国の便宜供与

JICAが2017年10月6日に農業畜産水産省（当時）及び大統領府地方自治庁と締結したR/Dに基づく。

- (1) カウンターパートの配置
- (2) 事務所スペースの提供：キリマンジャロ州事務所内に確保予定。

4. 配布資料/参考資料

(1) 配布資料

- a) タンザニア RADAG3 (TANSHEP) 事前予備調査出張報告
- b) 本プロジェクト詳細計画策定調査結果（2017年4月）
- c) SHEP アプローチガイドライン（英文）
- d) Record of Discussion（英文）

(2) 参考資料

- e) SHEP Handbook for Extension Staff（英文）

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/agricul/approach/shep/materials/index.html>

(上記サイトには、その他 SHEP アプローチ関連教材・広報資料も入っているので、適宜それらもご参照ください)

(2) 公開資料

本業務に関する以下の資料が JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

- ・タンザニア国 よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクト：事業完了報告書
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028191.html>)
- ・Technical cooperation in strengthening the backstopping capacities for the DADP planning and implementation under the agricultural sector development programme (ASDP) : final report
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000028192.html>)
- ・タンザニア国 よりよい県農業開発計画作りと事業実施体制作り支援プロジェクトフェーズ 2 事業完了報告書 要約編
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027199.html>)
- ・Project for strengthening the backstopping capacities for the DADP planning and implementation under the ASDP phase 2 : completion report
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027200.html>)
- ・Project for strengthening the backstopping capacities for the DADP planning and implementation under the ASDP phase 2 completion report : appendixes
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000027201.html>)

5. 業務用機材

業務遂行上必要なオフィスワーク用機材（パソコン（C/P やローカルスタッフ用）、プリンタ、プロジェクター、ビデオカメラ等）があれば、プロポーザルの中で、①機材名、②数量、③基本的仕様（または参考銘柄）、④見積価格、⑤必要と判断される理由等を含め、提案すること。その費用は本見積もりに含めること。

なお、プロジェクト活動に必要な車両 3 台（4WD）を、2018 年 12 月中を目途に JICA タンザニア事務所にて新規調達予定である。しかし、免税手続き等で想定外の時間がかかる可能性があることから、2019 年 3 月末まではレンタカー利用を想定し、必要となる車両関連費（レンタカー、運転手、燃料等）を見積もりに計上すること。

6. 現地再委託

本プロジェクトでは現地再委託業務は想定していないが、現地の団体に委託して行うことが妥当と思われるものがあれば、その内容、理由を含めてプロポーザルにて提案すること。その際、必要経費は本見積もりに計上すること。

7. その他の留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、第 1 期契約、第 2 期契約の各契約において、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができることとする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 安全対策

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のためのタンザニア側関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡をとるように留意する。また、現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

(3) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(4) 適用する約款

本業務に係る契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定している。

以上